

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和四年六月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年一月十三日奈良県指令高土第三三一〇〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月二十五日高土第一〇一六号
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月二十五日高土第四三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市鎌田五四四番一、五四四番三、五四四番四、五四四番五、五四四番六及び五

四四番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市鎌田六二四番地の三

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市鎌田五四四番一

下水道 香芝市鎌田五四四番一の一部

一 許可番号

令和四年三月三十一日奈良県指令高土第三三一〇九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月二十六日高土第一〇一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町大字川合四一六番一及び四一六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西成区天神ノ森二丁目八一一四一三〇五

倉本直子